

立川市潜在看護師再教育支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、看護師の復職に向けた不安を軽減し、再就職の促進及び就労継続を図るとともに、市内中小医療機関（以下「医療機関」という。）における指導・教育体制の整備を支援することにより看護人材の確保を図るため、資格を持ちながら就業していない看護師及び准看護師（以下「潜在看護師」という。）に実務研修を実施する立川市潜在看護師再教育支援事業（以下「事業」という。）に対して、医療機関に交付する補助金について、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、医療機関が採用した潜在看護師に実施する実務研修（以下「研修」という。）とする。この場合において、当該潜在看護師は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 看護師又は准看護師の資格を有していること。
- (2) 看護師若しくは准看護師の職を離職してからおおむね3年以上経過していること
又は過去に当該職に就いたことがない場合において看護師若しくは准看護師の資格を取得してからおおむね3年以上経過していること。
- (3) 看護師又は准看護師として週に20時間以上かつ1年以上勤務することが見込まれること。

(補助対象医療機関)

第3条 補助金の交付の対象となる医療機関は、指定医療機関として登録を受けた医療機関とする。この場合において、当該指定医療機関は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に所在していること。
- (2) 病床が200床未満であること。
- (3) 一般社団法人立川市医師会に加入していること。
- (4) 研修を計画し、実施することができること。

(登録申請)

第4条 指定医療機関としての登録を受けようとする医療機関は、潜在看護師再教育支援

事業医療機関登録申請書（第1号様式。以下「登録申請書」という。）により申請するものとする。

2 登録申請書の提出があったときは、登録の可否を審査し、潜在看護師再教育支援事業医療機関登録・却下決定通知書（第2号様式）により当該申請をした医療機関に通知するものとする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、指定医療機関が新たに雇用する潜在看護師の別表に定める勤務状況及び研修期間に応じ、同表に定める補助金額とする。ただし、潜在看護師が市外に在住する場合の補助金額は、別表に定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

（研修申込み）

第6条 研修を希望する潜在看護師は、研修申込書（第3号様式）を就業先の指定医療機関に提出するものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする指定医療機関は、潜在看護師再教育支援事業補助金交付申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、研修開始日前までに申請するものとする。

- (1) 研修申込書
- (2) 研修計画書（第5号様式）
- (3) 研修責任者選任届（第6号様式）
- (4) 当該潜在看護師の履歴書の写し
- (5) 雇用通知書の写し

（補助金の交付決定）

第8条 前条の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、潜在看護師再教育支援事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により当該申請をした指定医療機関に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第9条 前条の規定により交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた指定医療機関（以下「交付決定医療機関」という。）は、第7条の規定により申請した事項を変更しようとするときは、潜在看護師再教育支援事業内容変更届（第8号様式）により、あらかじめ承認を受けるものとする。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(研修の終了報告)

第10条 交付決定医療機関は、研修を終了したときは、潜在看護師再教育支援事業研修終了報告書（第9号様式。以下「研修終了報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 研修実施状況確認書（第10号様式）
- (2) 研修受講者及び研修責任者の勤務状況が確認できる書類

2 研修終了報告書の提出は、研修終了日の翌日から起算して15日以内に行うものとする。

(補助金の額の確定及び請求)

第11条 前条の規定による終了報告により、交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、潜在看護師再教育支援事業補助金額確定通知書（第11号様式。以下「補助金額確定通知書」という。）により交付決定医療機関に通知するものとする。

2 補助金額の確定について必要があると認めるときは、交付決定医療機関に対して関係書類の提出を求めることができる。

3 補助金額確定通知書を受けた交付決定医療機関は、請求書（第12号様式）を速やかに提出するものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 医療機関が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(解除)

第13条 指定医療機関の登録の解除を受けようとする医療機関は、潜在看護師再教育支援事業医療機関登録解除申請書（第13号様式。以下「登録解除申請書」という。）により申請するものとする。

2 登録解除申請書の提出があつたときは、その登録を解除し、潜在看護師再教育支援事業医療機関登録解除決定通知書（第14号様式）により当該申請をした医療機関に通知するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月2日から施行する。

別表（第5条関係）

勤務状況		研修期間	補助金額
夜勤あり	週30時間以上勤務	1月以上 2月未満	300,000円
		2月以上 3月未満	500,000円
		3月	650,000円
	週20時間以上30時間未満勤務	1月以上 2月未満	200,000円
		2月以上 3月未満	330,000円
		3月	430,000円
夜勤なし	週30時間以上勤務	1月	300,000円
	週20時間以上30時間未満勤務	1月	200,000円